

## 旧ごみ袋の取扱い及び直接搬入について

### ○旧ごみ袋の取扱い

旧ごみ袋(匝瑳市ほか二町環境衛生組合の指定ごみ袋)は、次のように使用できます。

新ごみ袋 旧ごみ袋区分	普通ごみ	資源ごみ
可燃ごみ	○	×
資源ごみ	×	○
不燃ごみ	○	○

旧「可燃ごみ袋」は「普通ごみ袋」として、旧「資源ごみ袋」は「資源ごみ袋」として、旧「不燃ごみ袋」は「普通ごみ袋」または「資源ごみ袋」として使用できます。

資源ごみシールはシール残数に応じて、環境生活課(市役所1階)または、野栄総合支所で旧可燃ごみ袋(小)または旧資源ごみ袋(大)と交換します。

※旧ごみ袋を使用する場合も、新しい分別区分で分別してください。  
旧ごみ袋の使用期限はありません。

### ○匝瑳中継施設(旧松山清掃工場)への直接搬入

指定ごみ袋に入らない粗大ごみなどは、直接搬入することができ、予約は不要です。

処理手数料は以下のとおりです。

・家庭系ごみ 100円/10kg(10kg未満は10kgと同じ)

・事業系ごみ 200円/10kg(商店・店舗・事業所などのごみ)

指定袋に入れて搬入しても、重さで料金が掛かりますので、指定袋以外の袋を使用してください。